

## 福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成 25 年 12 月 12 日(木) 午前 10 時 00 分～午後 0 時 21 分  
(休憩 午前 10 時 57 分～午前 11 時 04 分)  
(休憩 午後 0 時 08 分～午後 0 時 13 分)

会 場 委員会室

### 1. 出席者

1 番 長谷川広昌、 5 番 柴田耕一、 8 番 杉浦敏和、  
9 番 北川広人、 10 番 鈴木勝彦、 12 番 内藤とし子、  
14 番 内藤皓嗣、 16 番 小野田由紀子  
オブザーバー 副議長

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

2 番 黒川美克、 3 番 柳沢英希、 4 番 浅岡保夫、  
7 番 杉浦辰夫、 11 番 鷺見宗重、 13 番 磯貝正隆、  
15 番 小嶋克文  
(一般 0 名)

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、  
企画部長、人事GL、地域政策GL、経営戦略GL、  
福祉部長、福祉企画GL、地域福祉GL、地域福祉G主幹、  
介護保険GL、保健福祉GL、  
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、  
学校経営（教育センター）GL、学校経営（教育センター）G主幹

## 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第 5 8 号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第 5 9 号 高浜市南部ふれあいプラザの指定管理者の指定について
- (3) 議案第 6 0 号 高浜市宅老所の指定管理者の指定について
- (4) 議案第 6 1 号 高浜市 I T 工房「くりっく」の指定管理者の指定について
- (5) 議案第 6 2 号 高浜市全世代楽習館の指定管理者の指定について
- (6) 議案第 6 3 号 高浜市心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定について
- (7) 議案第 6 4 号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定について
- (8) 議案第 6 5 号 高浜市生涯学習施設の指定管理者の指定について
- (9) 議案第 6 6 号 高浜市立高浜南部公民館の指定管理者の指定について
- (10) 議案第 6 7 号 高浜市スポーツ施設等の指定管理者の指定について
- (11) 議案第 6 8 号 平成 2 5 年度高浜市一般会計補正予算（第 4 回）
- (12) 議案第 7 0 号 平成 2 5 年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）
- (13) 請願第 1 号 介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める請願
- (14) 陳情第 8 号 社会保障の施策拡充についての陳情
- (15) 陳情第 9 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情
- (16) 陳情第 1 0 号 介護職員の処遇改善を求める陳情
- (17) 陳情第 1 1 号 医師・看護師・介護職員の確保に影響を及ぼす、2 0 1 4 年 4 月からの消費税増税の実施中止を求める陳情
- (18) 陳情第 1 2 号 「子ども・子育て支援新制度実施にあたっての意見書」

提出を求める陳情

- (19) 陳情第13号 すべての子どもの権利が保障される「子ども・子育て支援新制度」実施を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る12月9日の本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、既に配布されております議案付託表のとおり、議案12件並びに請願1件及び陳情6件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の柴田耕一委員を指名いたします。それでは、当局の方から説明を加えることがあれば願います。

説（企画部） 特にございません。

《質 疑》

- (1) 議案第58号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について  
問(12) 先の総括質疑の中でも、この議案第58号の質問がありました。

81万8,000円ほどの影響額が出るというお話でしたが、もう一度、もう一度というか、詳しく、ちょっと聞き落としたところもありますので、説明をしていただきたいということです。お願いします。

答（人事） 81万8,000円の影響額ということでございますが、その前の前段階の説明を含めて答弁をさせていただきます。現在は55歳を超える職員につきましては、人事評価における総合評価の評価区分がEの良好でない場合は昇級なし、Dのやや良好でない場合は1号給、Cの良好の場合は2号給、B2の特に良好の場合は3号給、極めて良好と判断されるB1の場合は4号給、A2の場合は5号給、A1の場合は6号給、それぞれ昇級することとしておりますが、今回の改正で総合評価の評価区分がC良好以下の場合は昇級なし、B2の特に良好の場合は1号給、極めて良好と判断されるB1の場合は2号給、A2の場合は3号給、A1の場合は4号給の昇級となるものでございます。

問（12） その極めて良好だとか、良好であるとか、それを決めるのはどなたが決めるのでしょうか。

答（人事） 実際の評価の方法でございますが、人事評価制度におきまして評価はさせていただいております。評価者としましては、1次評価、2次評価、調整者という3人の、複数の目で評価をさせていただいております。先ほども御説明させていただきましたが、評価段階は7段階で評価を実施しているところでございます。

問（12） 高浜市職員の給与というのまたたびたび引き下げられてきていまして、今現在は、ラスパイレス指数はどのくらいになっているのか、お示してください。

答（人事） ラスパイレス指数でございますが、平成24年度のラスパイレス指数でお答えさせていただきます。国家公務員の給与減額後として、109.2。国家公務員給与減額前では、100.9という状況になっています。

委員長 ほかに。

問（12） 複数の目でというか、複数で評価方法が決まるというお話でしたが、この7段階のうち、1から7までの枠というのはあるのでしょうか。

答（人事） 全員が高い評価ばかりですと、これは給与費の上昇につながりまして、財政を圧迫するというので、一応、上限を決めさせていただいております。

ます。A 1、最高のクラスですと全体の5%以内、A 2も同じく5%以内、B 1という評価は10%以内、B 2という評価は20%以内というふうで内規で決めさせていただいております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第58号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第59号 高浜市南部ふれあいプラザの指定管理者の指定について

問(5) 南部ふれあいの・・・今回、新しくできるプラザなんですけれど、これは駐車場の・・・。

「・・・」と発声するものあり。

委員長 いいですよ、これで。

問(5) 59。

「・・・」と発声するものあり。

委員長 ……指定管理者です。

問(5) いやいや、指定管理者の、あの、ごめんなさい。まあ、できるところで、駐車場なんですけれど、駐車場の部分にできると思うんですけれど、そこら辺の関係というのか。

委員長 指定管理ですよ。いい。

問(5) あっ、すみません。ごめんなさい。間違えました。

委員長 いいですか。

答(5) はい、結構です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第59号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第60号 高浜市宅老所の指定管理者の指定について

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第60号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第61号 高浜市IT工房「くりっく」の指定管理者の指定について

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第61号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第62号 高浜市全世代楽習館の指定管理者の指定について

問(12) この全世代楽習館では、業務内容が、介護と認知症予防事業、地域住民の自発的な活動及び交流のための事業となっていますが、児童クラブもあったかと思うんですが、その点はどのようになっているのでしょうか。

答(こども育成) 児童クラブについては、その施設を活用させていただいた中で、そのNPO法人さんに児童クラブを委託して運営していただいているというところでございます。

委員長 ほかに。

問（１２） そうすると、この業務内容に入ってくるわけだと思うんですが、これは、NPO法人だから違うということでしょうか。

答（こども未来部） 児童クラブの業務は、この指定管理の業務としては入ってございません。ただ、法人としての業務内容でいきますと、地域住民の自発的な活動、その中に包含されるんだらうというふうに考えております。

問（１２） 総合評価結果の中で、一般利用者がふえるような取り組みも必要ではないかという項目、項目というか評価コメントがありますが、この点はどのように考えてみえるのでしょうか。

答（保健福祉） この全世代楽習館につきましては、いわゆる介護部分の教室ですとか、住民自らが講師となってやっていただく事業を行ってございまして、これの人数的にふやしていければいいなというような御意見として、こういうふうにかかせていただいております。

問（１２） ちょっと聞くのを忘れたんですが、児童クラブもやっているというお話ですので、児童クラブが帰ってくる、午後でもいろんな時間があると思うんですが、それは、午後はそういう事業をやっていないということなのでしょうか。それと以前、登校拒否の方の相談事業もやっていたと思うんですが、その点はどうでしょう。

答（保健福祉） 午後はやっていないのかというようなお問い合わせですが、基本的には、児童クラブのほうが、子供たちがみえるということで事業の中心はやはり午前中になってくるということになります。それともう1点、不登校の子供たちはということでしたが、実は、いきいき広場のほうで、平成23年から「ほっとスペース」という名称で新たに場所を設けてやっておりますので、よろしく申し上げます。

問（１２） そうすると、その「ほっとスペース」に移ったあとの部屋については、今、どのような利用がされているのでしょうか。

答（保健福祉） この部屋のほうについては、若干スペース的にも小さかったというところもありまして、いきいき広場に移しておりますので、全世代楽習館の方の事務的な仕事をやっていただいたり、ちょっとしたスペースとして活用していただいているというのが現状です。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第62号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第63号 高浜市心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定について

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第63号の質疑を打ち切ります。

(7) 議案第64号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定について

問(8) 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定についての議案ですけれども、次期の指定管理者の候補者は、現在の指定管理者と同じでありますけれども、これまでの実績をどのように考えておられますか。

答(文化スポーツ) 現在の指定管理者になってからでございますが、図書展示スペースの一角に、その時々季節や社会の話題に合わせた特集コーナーを設けたり、あるいは、図書館フェスティバルというものを創設したりするなど、図書館へ足が向くようなさまざまな行事を実施していただいております。新たな試みにチャレンジいただいた実績は評価できるのではないかというふうに考えております。また、毎年、適正かつ確実なサービスが提供されているか、あるいは、サービスの安定的、継続的な提供が可能な状態にあるかなど、管理運営についてチェックを行うための評価委員会というものを開催しておりますが、その評価委員の皆様からも高い評価をいただいております。さらに、利用者アンケート調査結果からも、図書館サービスについての大半の方が満足、あるいは、ほぼ満足とお答えをいただいております。総合的に見ても評価でき

るというふうに考えております。

問（８） 指定管理者の候補者が決まるまでの過程の概要を教えてくださいと思います。

答（文化スポーツ） 候補者が決定するまでの過程でございますが、概要をお知らせいたします。まず、７月に開催いたしました第１回の選定委員会におきまして、募集要項、あるいは選定基準などを審議、決定いただきました。８月２６日から募集要項の配布を行いまして、９月１３日には現地説明会を実施しまして、５社の参加をいただいております。その後、１０月１日より申請の受け付けを行い、最終的に２社から申請書の提出がございました。そして、１０月２２日に第２回選定委員会を開催しまして、応募いただいた２社のプレゼンテーションののち質疑応答を行いまして、選定委員による審査を実施しまして、最終的に、株式会社図書館流通センターを候補者に選定いたしているという過程になっております。

問（８） 最後になりますけども、選定委員会の審査の結果で、選定される大きな決め手となった要因を教えてください。

答（文化スポーツ） 選定委員会のほうで点差が開いた項目については、まず、安定的に管理運営する経営的基盤になっているかどうか、そして、図書館及び郷土資料館業務の実績などに対する評価項目でございます。図書館の専門業者として蓄積された知識、技術、組織を最大限に生かしたサービス提供が期待できると判断されたことが大きな要因であったというふうに考えております。

問（８） もう１点、お願いします。私も時々図書館を使わせてもらうのですが、この指定管理になる前からですけども、必要とする本が、よくなくて、よく見当たらずありませんでした、県のほうから取り寄せてもらったり、近隣市、豊田市が多いのかな。豊田市のほうから取り寄せてもらったり、いろいろしてもらって、読ませてもらってますけども、そういった部分のサービスというのは変わっていないわけでしょ。

答（文化スポーツ） サービスのほうは変わっておりませんが、そういったときのために、司書資格を有した専門職のスタッフがおりますので、お気軽にお問い合わせいただければ、リクエストいただければ、購入、あるいは、委員さんがおっしゃられたようにいろんな図書館からの調達といったこともサービス

として行っておりますので、よろしく申し上げます。

問（８） どうも、ありがとうございました。

委員長 ほかに。

問（１２） この市立図書館と市立郷土資料館の課題のところに、学校とのシステム連携を構築していく必要があるというのがありますが、これは課題ですので、これからということだと思っておりますが、どのようになっているのでしょうか。

答（文化スポーツ） 学校とのシステム連携という部分でございますが、これまで学校との図書を通じた連携というのは図ってきておりますが、今後は図書のデータの共有といいますか、図書館にある図書あるいは学校にある図書を総合的にシステムで共有できるようなシステムを構築していきたいというふうに考えております。

委員長 ほかに。

問（１２） 学校にある、その両方とも管理していくというのはわかるんですが、学校にある図書は、学校図書室の図書であって、これ民間の、一応民間が管理している図書館の本ということになれば、一緒にして、一緒にというか、全部管理していくというのは難しいのではないかと思います、その点はどうか。

答（文化スポーツ） まだ図書の管理につきましては、具体的なところはまだ議論はしていないんですが、ただ、ただいま学校ごとに配本サービスと団体貸し出しというサービスも市立図書館を通じて行っております。そういった市立図書館の図書のデータが学校でもすぐに検索できたり、あるいは学校間同士の図書のやり取りというのは確かにまだいろいろな課題があると考えておりますが、お互いの学校の図書室にどういった本があるのかといったところも情報共有することで、今後、図書を通じた学校間の連携も図られていくのではないかと考えております。

問（１２） 公立図書館というのは、教育機関として位置づけられていて、文化や芸術、学術に関する事業を継続的に行うことが求められる施設だと思っておりますね。市民が文化、学術のよりどころとする極めて公共性の高い施設だと思っております。これを図書館流通センターに指定をしようとしているわけですが、

管理運営費を削減して、図書購入の充実を図ることだとか、民間ノウハウの活用による効率化だとか、それらのメリットは、公設公営でも取り組んでいることであって、今、言われているような学校とのあれは十分やっていけるはずなんです。指定管理者を導入しなければならない理由には当たらないわけで、公立図書館を営利目的の企業に指定管理者として運営を委託することによる問題点については、社団法人日本図書館協会というのがあるんですが、図書館の指定管理者制度適用については、期間を区切って指定管理者を指定することにより、継続的なサービスの提供が保障されなくなる問題点だとか、利用料無料の図書館・・・

委員長　とし子委員、質問はありますか。

問（１２）　あの、そういう無理があると指摘していますので、ぜひ、公設公営でやっていっていただきたいと思っています。以上です。

委員長　要望でいいですね。

（１２）　はい

委員長　ほかに。

質　疑　な　し

委員長　ほかに質疑もないようですので、議案第６４号の質疑を打ち切ります。

（８）議案第６５号　高浜市生涯学習施設の指定管理者の指定について

問（１４）　１点お尋ねします。表のところですね、指定概要の。総合評価で毎年度評価されて、これ１００点、私が１００点満点に換算すると大体９５点とか、９６点とか、なっているんですけども、選定理由のところの評価は１００点満点に換算すると７１．２点になるんですね、８８０点満点の６２７点が、この差ですね、いわゆる年度の評価は９５点、６点なんだけど、この選定における評価は７１点というこの差は何かこう求めるものが、いわゆる従来はいいんだけど、これから求めるものが得られなかったから低いという、その辺のこの評点の仕方、これは多分評価委員会さん、ほかのところでも、全世代楽習館

のところもちょっと低かったんですけど、ちょっと差があったんですけど、ここが一番差が大きかったんですね。数字的に見ると。何かこう表の付け方というんですか、見方というんですかね。どういう考え方でつけられているのかなということをちょっとお聞きしたいと思います。

答（文化スポーツ） 総合評価の結果と選定の際の点数の開きがあるという御質問かと思いますが、まず、総合評価の経年の評価結果につきましては、おおむね利用者に満足いただけるような形で運営いただいているということで、高い評価がついていると思います。それで選定評価の点数が若干それに比べると低くなっているという部分でございますが、やはり、第2期の指定管理者として、また新たに期待したいという思いも込めた点数配分もされていると思いますが・・・

「・・・」と発声するものあり。

答（文化スポーツ） 新たな公民館運営に関してこれまでの管理運営だけではなくて、事業のほうも新たに期待したいということで点数が若干低いという結果になっているのではないかと考えております。

委員長 よくおわかりですか。

問（14） なんとなくわかりますけども。具体的に、その何かこういうのを求めるという、評価委員の方が何かそういう提案なり、要望なりがあったのかどうか、お聞きしたいと思います。

答（文化スポーツ） ごめんなさい。わかりづらい回答で申しわけございませんでした。特に選定委員さんからの要望というものはございません。評価委員会の評価項目と選定委員会の評価項目というが違っておりますので、そういったところも点数の単純な比較にはならないかというふうには考えております。

委員長 ほかに。

問（12） 生涯学習施設というのは、維持管理や受付業務など事務的作業も大事になっているんですが、もう一つ重要な業務というのは、公民館を活用した旺盛な学習や文化や芸術などの活動が展開できるようにする企画を進めて、施設利用者と職員、あるいは、利用者、施設の利用者同士の交流を促進するた

めに専門の指導員の配置が求められることだと思っうんですね。ここの課題にも出ていますが、行政サービスの切り出しから地元雇用を創出するという仕組みが頭打ちになってきていると、公民館という施設と市民との関係が薄まってきているというのが課題で載っていますが、これをどのように今後やっていこうとしているのか教えてください。

答（文化スポーツ） 課題のところに載せていただきました部分についてはなんですが、まず1点目は、行政サービスの切り出しから云々というところですが、こちらのほう、公民館に限ったということではなくて、高浜市総合サービス株式会社さんを想定したうえで地元雇用創出するという総括的な内容を書かせていただいておりますので、ちょっと紛らわしくなっておりますが申しわけございません。それから、公民館という施設と市民との関係が薄まってきているという部分でございますが、こちらのほうにつきましては、ここ2年ぐらい利用者が減っているという現状もございます。また、どちらかというところ、利用者層が、年齢層が高い方が御利用いただいております、若い世代の方の利用が若干少ないという現状もございます。そういった意味で、今後、公民館活動を活発化していくには、やはり若い世代の方にももっと御利用いただくような方策を考えていかなければいけないのではないかというふうに考えておりますので、そういったところも、今後、指定管理者が決まった暁には、常時協議して話を進めていきたいというふうに考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第65号の質疑を打ち切ります。

（9）議案第66号 高浜市立高浜南部公民館の指定管理者の指定について

委員長 質疑もないようですので・・・

問（12） これは南部まちづくり協議会に委託するという、指定管理するという内容だと思っうんですが、指定管理者としての公民館の管理運営の考え方と

長年利用している利用者との思いがアンマッチとならないよう調整をしっかりと行うことが必要であるという課題が出ていますが、これは、どのような、具体的なことがあれば教えていただきたいと思います。

答（文化スポーツ）　こちらにつきましてですが、南部まちづくり協議会さんにつきましては、地元ならではのアイデアをいろいろと出していただきながら新しい公民館運営の姿を確立していただいているというふうと考えております。その中で、例えばですが、昨年度から生涯現役のまちづくり等が南部地区もモデル地区として活発に行われるようになってきております。そういった中で、よく使われている利用者さんとあるいは生涯現役のまちづくりの事業としていろいろと重なったりする場合の調整とかが必要になってきておりますので、そういったところも、今後、しっかりと調整していくことが必要であるというふうに課題として書かせていただいております。

委員長　ほかに。

質　疑　な　し

委員長　ほかに質疑もないようですので、議案第66号の質疑を打ち切ります。

（10）議案第67号　高浜市スポーツ施設等の指定管理者の指定について  
委員長　質疑もない・・・

問（9）　第67号というわけではないんですけども、この指定管理について、これで全部議案が挙がったものですから、本当は総括でもよかったのかもしれませんが、ちょっとお聞きしたいと思うんですけども、これ毎年の評価をされて、この指定概要の、この表の書き方がそういうふうに見えてしまうところもあるんですが、毎年の評価とか課題とありますよね。この課題というものが、そのいままでの指定管理をやってきた全体的な課題であって、それをどう解決してもらおうのかということをも求めたプレゼンテーションをやらせているのかどうなのか、そこのお聞きしたいんですけども。

委員長　指定管理という部分ですので、どちらか説明お願いいたします。

答（企画部） 指定管理も様々な団体だとか、そういったところをお願いをしている関係もありまして、課題についてもそれぞれ施設ごとに異なりますので、年度評価を行っていく中でいろいろ出てまいりました課題だとかですね、それについては、当然、それぞれ個々の指定管理者のほうに改善を求めていくような形で運用しております。したがって、今回のこの指定管理のところに出ております課題につきましても、指定の評価の段階で出てきたということでございますので、それぞれ所管のところがきちんと指定管理者としてなるべき団体ですね、そちらのほうには申し入れをしていくという形になろうかというふうに思っております。

問（9） もちろん、今、おっしゃられるとおりだと思いますよ。ただ、私が思うのは、こういう評価をして課題として出しているんですから、今後5年間という指定をするわけですよ。その5年間の目標みたいなものが当然プレゼンテーションの中で出てきているはずだと思いますよ。そこのところが、当然この課題の克服をして、さらにプラスこういうこともできますよ、ああいうこともやれますよというようなものが、あってしかりだと思いますよ。それでなければ、本来はおかしいのかなという気がするんです。特に非公募のところに関しては、ぜひともそういうところをしっかりと我々の目にも見えるような形でお伝えいただきたいというふうに。もちろんやってみえるとは思いますが、見えるような形でお伝えいただかなければ、議案として挙がってくる限りは。これ5年に1回しか挙がってこないですよ、実際。ですから、そういうところは重きに見たいと思いますので、特に市内の団体の方が多い中では、そういうところをしっかりと出していただきたいということを要望させていただきます。

問（12） これらのスポーツ施設は、市民がスポーツ施設に利用を通じて心身の健康増進や生涯学習を旺盛に展開するための管理運営が求められると思うんです。そのために管理運営に当たっては、施設管理を責任を持って行うとともに、一つの重要な業務としてスポーツ振興を推進するために企画、運営、指導する体制を整備しなければならないと思うんです。こうした取り組みを保障するために、市が責任を持って体育指導員を配置するなどの措置が必要だと思うんですが、その点ではどうなんでしょう。

答（文化スポーツ） 委員がただいまおっしゃられましたように、安全な施設管理という面につきましては、たかはまスポーツクラブさん、昔培ったノウハウ等を最大限に活用していただきながら、きめ細かい施設の補修等に尽力いただいております。また、スポーツの振興という面につきましても、さまざまなスポーツ教室を展開しながら会員さんをふやしたりとか、あるいは、地域のスポーツイベントに積極的にかかわっていただいたりするなど、スポーツ振興にも非常に御尽力いただいているところでございます。課題のほうにも挙げさせていただいておりますが、ただいま、たかはまスポーツクラブさん、少しずつスタッフの年齢層が上がってきておりますので、世代交代を視野に入れたというふうに書かせていただきましたが、やはり、こういった組織もそうだと思うんですが、若い人材を少しずつ投入しながら、組織の活性化を図っていただきながら、今後もスポーツ全体の振興に努めていただきたいというふうに考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第67号の質疑を打ち切ります。

（11）議案第68号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第4回）

問（16） 新規事業のほうですけれども、3ページですね。今回、新たなシステムを導入するということで、予算計上がされておりますけれども、このシステムを導入するに当たって、今後、運営面、管理面でどのように変化していくのか。それから、メリットなども教えていただきたいと思います。

答（こども育成） システムを入れたことによって、運営面、管理面でどういふふうになっていくのか、また、そのメリットについてはということでございますけれども、いま現状、ここの事業の必要性、背景のところにも少し書かせてもらっているんですけども、今は保育園の保育料管理とか手処理で1,000件、1,100件ほど処理のほうさせていただいているんですけども、それにプラスアルファで、今回、新たなシステムが入ることによって、その管理、

運営が必要になってきます。そういったものを、そうしますとここにも書いてありますように、2,000件程度というデータ管理が必要になってくる見込みがありますので、そういったものをきちんとミスなく効率的に執行することが必要となってまいりますので、そういった上では、やはり、システム管理というものの、当然、システム管理する上では、よくシステムがずっと流れてしまうことによって、最初のチェックがしていないと、そこで間違えが出てしまうといけませんので、そのチェックというのは十分やっていくんですけども、そうすることで、事務処理が効率的に進んでいって事務的にも非常にミスなく効率よくやれる土台ができるのではないかなというところが、このシステム管理を入れるところでの一つの大きな要因かなと。また、それに対して管理件数がふえて、それを手処理のままだと人件費かそういった面でもいろいろ影響がありますので、この部分もこのシステムを導入することによって、最小限の人員の中で対応できるような形になるのではないかなと考えております。

問（16）　そうしますと、各園の業務がふえるということなのか、効率が上がるということなのか、そこだけ確認させていただきませんか。

答（こども育成）　今、言った事務処理上の事務は、今でもこども育成グループの本庁のほうで行ってございまして、保育園の現場でふえるというわけではなくて、今のこども育成グループの中でやっている事務のところの中での処理が効率的に行えるということになっております。

問（16）　わかりました。それから2015年に、今、本格的スタートになっていくと思えますけれども、今後の流れにつきましてもお伺いしたいと思います。

答（こども育成）　この2015年度に向けての流れというところでございませうけれども、この制度自体が、その2015年、平成27年度開始というところに合わせまして、このシステムにつきましましては、来年度10月ごろに、例年、入園説明会とかあるものですから、まずそこに向けた一つシステム構築として、第1次的に動く部分が必要かなと考えております。このシステムが完成しますと最終的なこの平成27年度4月から本格稼働になりますので、実際的には、そこに合わせたシステムの最終的な構築は目指していくんですけども、その前にも、翌年度に向けた入園に対する準備とかありますので、一部システムを

稼働させながらというところになってきますので、ここの下のスケジュールにもありますように、7月ごろには第1次的に一部動く部分が必要になってくるかなと考えておりますので、そのようなスケジュールで、このシステム構築については動いていくものと考えております。

委員長 ほかに。

問（5） そういったシステムの導入だとか、そういうあれは理解できますけれど、この時期に、要するに、実際まあ、多分、補助金でシステム導入をすると思うんですけど、そういった自治体は県内でどの程度あるのか、また、目的の中で、国が求める各種報告に対応ということがあるんですけど、国が求める報告はどういったものが考えられるのか、また、今まで手でやっていたのか、システムにしなければならないのか、そこら辺のことちょっとお伺いしたいと思います。

答（こども育成） まず、最初に話したシステムのところで、この補助金を使うところはどの程度あるのかというところだったと思いますが、まず、このシステム、補助金を使って活用するところにつきましては、愛知県に確認したところ、1町、1村以外は、この補助金を使ってシステムを構築していく、または、高浜市の場合はもともと保育料システムとかそういうのがなかったものですから新規構築ですけども、ほかの市町においては、そういったもともとあるシステムを改築していくとか、変更していくとか、いずれにしてもそういう形ではほとんどの市町村が、この時期、この支援システム拡大に合わせてシステムのほうを入れていくという形になっております。国への報告事項というところですけども、これまでも定例的に保育園ですとか、そういったところの園児数とか決まった報告はあるんですけども、それに加えまして、今回、新システムによりまして、その地域型保育給付、施設型給付、そういった各個々への個人給付を施設に代替的に入れる形になりますので、そういったところの給付対象者の数ですとか、金額ですとか、そういったところのデータというのが国に報告が必要になってくるということでございますので、そういったデータがいままでになく、新たに加わるという形で事務量としてはふえてきます。そういうところを一つ簡易にするという意味でも、このシステムによって、そこがデータ確保が容易にできるという形になっております。

問（５） そうしたような理由で、今年度、要するに平成２７年度４月から本格実施ということなんですけれども、１年以上前のこの１２月補正で計上されたということで、理解してよろしいですか。

答（こども育成） はい。平成２７年度の本格実施に向けて準備がいるというところで、この時期に補正のほうを計上させてもらったというところも、一つ大きな要因としてあります。もう一つ大きな要因としましては、この補助金というのが、この主要新規の中にも書かさせてもらったこともありますけど、４００万円という計上をさせていただいているんですけども、この４００万円につきましては、国が原資になっている「安心子ども基金」のほうがあるんですけども、そちらの活用が、一応、この「安心子ども基金」が県のほうが運用してるんですけども、それが平成２５年度いっぱいということで今のところ方針が示されておりまして、この平成２５年度いっぱいの「安心子ども基金」を活用しないと、このシステム改築に対する補助のほうは出ませんよということが示されていますので、その補助金を活用して、このシステム改築していくに当たって、また、この事業につきましては、「安心子ども基金」、繰り越しはいいですよという形になっておりますので、ただし、平成２５年度中に契約だけはしておいてくださいという話になっておりますので、契約事務とそこら辺のスケジュールを見ますとこの１２月補正で計上する必要があるというところになってきますので、この時期に計上させていただいたというところがございます。

問（５） それともう一つ、次に同じく、先ほどちょっと間違えましたけれど、南部保育園の建設事業費の補助金の関係、ページの新規事業の５、６ページですけれど。これ今現在、駐車場の部分だと思うんですけど、そこに増設というか分園というのか、増設するんですけど、その駐車場とその校舎の間は、今後、例えば、柵だとか、そういった安全面に関して少しお聞きしたいんですけど。それとあと、この分園をつくった後も駐車場を一部まだ利用されるのか、そこら辺のことちょっとお聞きしたいと思います。

答（こども育成） ここの主要新規事業、６ページにあります図面がありますように、今回新しくできる園舎のところからは、このベランダを通りまして、渡り廊下を設置して、本園のほうに、今でもこの渡り廊下と書いてある文字のところには扉があるということで、そちらから出入りできるようになるということ

とになるんですけれど、当然ながら、この駐車場というのが、もう一つの駐車場はどうかというところもありまして、これは今でも現在駐車場がある中で、一部この園舎を建たれることによって、この面については、園舎ができる部分は駐車場台数は減るんですけども、それでも残りの部分はまだ駐車場として活用するというところで、一応、図面を見させていただくと15台程度は活用していくというところがございますので、当然ながら、今、言われたこのベランダ、渡り廊下のところと駐車場というところはきちんとした何か手当てが必要だと考えておりますので、そのところについては、高浜市社会福祉協議会と協議して、そのところについてはしっかり確認して進めていきたいと思っております。

問（5） 本来、図面で大体、フェンスだとかそういったあれが書いてあるんですけど、今から相談というのは、どちらが、その今回の工事費で出すのか、それとも請け負った社会福祉協議会さんのほうが独自でやられるのか、そこら辺のことを、どんなことになってますか。

答（こども育成） この工事費はあくまでも全て社会福祉協議会さんでやられるところになりますので、そういったところも、私どもとして、そのところについては、手当てされた工事費だと認識しておりますので、そのところはしっかり確認していききたいと思いますけども、いずれにしても、この工事費は、基本ベースは全て社会福祉協議会さんのところが負担するところに対して補助していくという形になっておりますので、工事費は社会福祉協議会さんという形になります。

問（5） いや、要するに、この工事費の中にそういったフェンスや何かも含まれているというふうで解釈してよろしいですね。

答（こども育成） はい。

委員長 ほかに。

問（16） 私も、その5、6ページ、南部保育園の関係ですけれども、これちょっと見させていただきますと場所、位置ですね。南部保育園本園の北に当たる位置に今回建設されるということですが、多分、これ前に本園がありますので、冬は暗くて寒いのではないかなというふうで、太陽の光がね、入るような温かみのあるこういった部屋になるような配慮が、工夫がされるのか

どうなのか、場所、位置がちょっととても気になるんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

答（こども育成） 委員言われますように、確かにこの立地場所が本園の北側に当たりますので、日が当たりにくいことは確かにありますので、その面についても社会福祉協議会としても、その点、彩光を多く取り入れるなどそこら辺のところは進めていくものと思っておりますので、そのところについても、実際は、これで詳細設計は、これで進めていくことになると思いますので、その点についても、社会福祉協議会のほうには改めてその点については伝えたいと思っております。

問（16） ぜひ、明るくてぬくもりのあるね、1、2歳児のお子さんが安心して一日を過ごせるような部屋になるような配慮をよろしくお願いします。それから、今までは、旧のほうでしたので古くてもかなり広々とした環境の中にありまして、戸外遊びも自由にのびのびできたわけですけれども、この配置見ますと、園庭とは本園が遮っていて、戸外遊びができるような通路とかそういうのがどうなってしまうのかと、ここへ閉じ込められてしまって、この園庭のほうへ自由に行き来できるような、これ通路とか、そういう配慮はどうなっていますでしょうか。

答（こども育成） この保育室からこの図面にあります、ベランダ、渡り廊下というところがあって、ここを通って本園の中を突き切って園庭に出るという形で、その導線は確保していくということでございますので、そこを使って園庭に出て、屋外遊びをするという形になっております。

問（16） わかりました、よかったです。それから、デイサービスですけれども、ここは、特色はお子さんとお年寄りが交流できるということですけども、今後、本園に移りましたけれども、そこら辺のことは、どういうふうに考えてみえますでしょうか。

答（こども育成） デイサービスにおきましては、現在におきましても、南部保育園本園と併設されているというところで、そのところで、今まで分園にいた方は逆にデイサービスさんとの交流というのはしにくい場所にあったというところがございますけれども、今回、本園の近くに設置するというところで、ここに入られる保育室の園児さんもデイサービスとの交流というのがしやすく

なるのではないかというふうに考えております。

委員長 ほかに。

問（１６） お年寄りとの交流も含めながら、双方にとっていい関係で、ぬくもりのある園になりますように、期待しておりますのでよろしく願いいたします。

問（１２） 私、主要新規事業のナンバー２のところ、保育士の処遇改善臨時特例事業費補助金交付事業というのがあるんですが、確かこの前聞いたときには、吉浜、よしいけ、翼の保育園がこの交付金を受けるといようなお話だったんですが、一人当たりどれぐらいになるのかということと、ほかの保育園はどのようにしているのか、お示してください。

答（こども育成） この処遇改善についてでございますけれども、こちら金額、総額、それぞれ事業費積算内容というところに、翼幼保育園が２９５万５，０００円、よしいけ保育園が２１７万円、吉浜保育園が５７万２，０００円とありますけれども、こちらは保育園における経験年数、平均経験年数ですね、それに基づいて国のほうが定めた単価があって、それを４月、１０月のそれぞれの園児数で掛けて出た総計がこの金額という基本的な形になっております。その配分は、法人が自分たちで規定を定めて行うという形になっておりますので、一律に、この配分がこの人に平均的に行くというものではございませんので、これは、各園によって違うというところは御認識いただきたいと思います。また、ほかのやらない園の理由というところでございますけれども、ほかの園のところでは、ほかのこの保育園業務ではない、例えば、高齢者関係の仕事ですとか、幼稚園の関係の仕事ですとか、そういったほかの職員との兼ね合いがありまして、そこを懸念した法人については、ここの部分については手を挙げなかったというところでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第６８号の質疑を打ち切ります。

(12) 議案第70号 平成25年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第2回)

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第70号の質疑を打ち切ります。暫時休憩します。再開は、11時5分。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時04分

(13) 請願第1号 介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める請願

意(8) 請願第1号ですけども、反対の立場で意見を申し上げます。第6期の介護保険制度改革において、要支援者のサービスのうち訪問介護、通所介護のみ市町村事業に、段階的に移行されることが検討されている状況であり、介護保険要支援者の保険給付外しとの断定はできないと思います。制度の詳細については、現在、国の社会保障審議会、介護保険部会等で議論中の事項であり制度の内容が不確定な段階での賛否の姿勢を明確にすることはできないと考えます。よって、この請願には反対をいたします。

意(16) 今お話がありましたように、社会保障審議会の会が、保険部会が2015年度から次期介護保険制度改革に向けまして、11月21日に素案をまとめたということでございます。要支援の訪問、通所介護につきましては、いままで全国一律の予防給付でしたけれども、17年度までに地域支援事業に移行するというものがございますけれども、同じ介護保険制度内のサービスで財源構成も変わりませんということで、地域の実情に応じた柔軟なサービス提

供が今後は可能になってくると思います。まさに高浜市の場合は、生涯現役のまちづくりという基盤整備を推進しておりますので、このメニューを大いに利用していただきまして、高浜市にお住いの高齢者がお元気に生き生きとお過ごしていただけるのではというふうに思います。請願の中に、支援不要者とか、保険給付外しなどの文言がありますけれども、今後は国の枠にとらわれず、高浜方式で幅広いサービス提供ができるのではと期待しておりますことから、この請願には反対でございます。

意（12） この請願に賛成の立場で意見を申したいと思います。今、この法案が、法案というか、このこういう案件が審議されていると言われましたが、確かに審議されているんですが、上限を設けて事業費を抑制することというのはもう政府は考えていまして、その審議会でそういう立場で議論されているのですから、訪問介護など医療系サービスについては専門性が必要として保険給付に残すという釈明をしているのですが、これも現場の事業者などから大変強い反対の声がありまして、そのようになったわけで、最初はそういうのも全て保険給付外しという方向が出てました。そういう意味で特に要支援者というのは、介護サービスの必要がない人ではないし、いろんな疾病や障がいを抱えながら、いろんな訪問介護や訪問看護や通所サービス、デイサービスなど利用することによって在宅での生活を続けているという方、たくさんいるんですね。これがもし自治体に任せられるようになると、自治体の介護保険の財政も圧迫されることになるし、この請願には賛成をいたします。

意（1） 厚生労働省へ社会保障審議会の介護保険部会において、例えば、要支援1、2のサービスを全面市町村に移行するという初めの形があったわけですが、現在では一部という形に見直しをするなど、いろいろな議論をしている最中でございます。また、先日、田村厚生労働大臣の閣議後の記者会見においても、決して初めに審議会に出した案が厚生労働省が決めた方向性ではないとおっしゃっていますので、今後の国の動向を注視していきたいと私は考えますので、現段階でこのような請願をすることには反対でございます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、請願第1号についての意見を終了いたします。

(14) 陳情第8号 社会保障の施策拡充についての陳情

意(9) 私ども市政クラブは、反対の意見を言わせていただきます。まずもって、この種の陳情といたしますか、高浜市議会に出してくるに当たって高浜市の現在やっているサービスをほとんど見ていない中で出ているということが一つ一番気に入らないところであります。例えば、生活保護については、ケースワーカーを増員して受け持ち世帯の数を非常に適正な数として丁寧な生活指導を行える体制が確保されているという部分でありましたり、障がい者、障がい児の施設拡充についても訪問系、移動支援の支給時間については、必要とするサービスの時間をしっかりと制限なく使えるように支給をされているという事実もございます。また、介護保険についても県下の平均10.5段階であるところは、当市は12段階という設定でもって低所得者対策、保険料高騰抑制を講じていると、利用料の減免についてもしっかりとサービス支給をしているというような事実がございます。また、妊婦の健康診査については、愛知県では既にもう基金が廃止されましたけれども単独事業として継続をしているという中で、この陳情に対しましては反対というふうな意見でございます。

意(16) この陳情第8号の陳情項目ですけれども、もう大変な量の項目があります。その中の一つ、二つ、賛成できないとなれば、この陳情には全体を通して賛成するわけにはまいりません。特に、2、(1)、②、「低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。」とありますけれども、高浜市におきましても低所得者対策、負担軽減策をきちんと行っております。このことに対しても反対。それから④「介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。要支援者を介護保険から外す『介護予防・日常生活支援総合事業』は実施しないでください。」とありますけれども、今、請願にもありましたとおり、このことは公明党としましても推進側に立っておりますので、それを踏まえまして、この陳情は反対させていただきます。

意（１２） 私どもは、この社会保障の施策拡充についての陳情には賛成です。賛成の立場から意見を言わせていただきますと、生活保護については、適正な数というお話がありましたが、数だけの問題ではなく、いろんな内容の方がおられるので、２度、３度とみえても、申請書をくださいということを言われないと申請書を渡していないと、実は、去年も行ったんだ、その前も行ったんだと言われるような方もお見えになるんですが、そういう方も申請書をくださいということを言ってなかったためにいろんな理由を言われて渡していただいていたというようにありました。ですから、この生活保護についても、賛成できますし、安心できる介護保障については、今でも高浜市は大変高いという福祉をやってみえるんだねと言われる方もあるかと思えば、介護保険が高いんだねと言われる方もあるというようなことで、十分内容が知れ渡っていないために、そんなような話も出てきます。あと、障害者控除の認定についてもすべての要介護認定者に、ぜひ個別に送付してくださいというこの件には賛成できますので、賛成をいたします。

意（１） 陳情事項１の「自治体の基本的あり方について」の①で、憲法、地方自治法を踏まえてとありますけれども、高浜市は、それを踏まえて自治体の施策を進めてきております。ほかにも違和感を覚える表現がありますので、陳情第８号につきましては、反対でございます。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第８号についての意見を終了いたします。

（１５）陳情第９号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情

意（８） こちらの陳情第９号につきましても、市政クラブとして反対の立場で意見を言わせていただきます。陳情項目にあります２項目に「医師・看護

師・介護職員など大幅に増やすこと。」とありますけども、看護師などは退職理由として、結婚、出産、育児など生活上の理由も多く占めております。職場環境の改善だけでは不十分だと考えます。また、大幅に増員するだけでなく、現に就業している看護師などの定着の促進や離職の防止に重点を置いた対策を進めることも大切だと考えます。看護師などの施策を有していながらいったん退職された方の再雇用の仕組みなど潜在的看護師の活用を図る必要があると思います。以上のことから、大幅増員のみに視点を置いたこの陳情に、反対をいたします。

意（16） 今、これから超高齢社会を迎えまして、要介護者が飛躍的に増加してまいります。医療費も年々増加している現状の中、今後、国民皆保険や介護保険制度を持続させていくには、財源の問題が深刻なわけでございます。それで、この陳情項目の3にもありますように、このような中、自己負担を減らすとありますけども、とても難しい状況であると理解しておりますので、このことから、この陳情第9号には反対とさせていただきます。

意（12） この陳情第9号に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。医師については、大学で医師を育てるところから医師を減らすというのが小泉総理からの、あのころ1割の人材育成を減らすというような方針が出て、それもあって医師が減っていると思うんです。それから、看護師さんについては、今、2交代制というのをとっているところもあって、本当に長い時間働いているものですから、看護師さんたちが非常に厳しいという意見もあります。ぜひ、この陳情、採択して意見書を国のほうに出したいと思います。

委員長 ほかに。

意（1） 厚生労働省においては重々陳情内容にある現状を承知しており、現に局長通知等、発出して動いているところでございます。陳情項目についても努力中ございまして、さまざまな取り組みを行っていると聞いております。したがって、現段階であえて本陳情を採択する必要はないと思いますので、反対でございます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第9号についての意見を終了いたします。

(16) 陳情第10号 介護職員の処遇改善を求める陳情

意(8) 陳情第10号、介護職員の処遇改善を求める陳情につきましても、市政クラブとして反対の立場で意見を述べたいと思います。平成25年11月27日開催の第53回社会保障審議会、介護保険部会において介護保険制度の見直しに関する意見、素案が示され介護人材の確保においては、平成27年度の介護報酬改定において引き続き処遇改善に向けた検討を行うことが必要であるとされ、議論中の事項であり、制度の内容が不確定な段階での賛否の姿勢を明確にすることはできません。また、介護保険事業自体は民間で運営がされており、労働者の賃金に国が介入すべきではないと考えますので、この陳情には反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(16) この介護保険制度の変更は、政府が医療や介護など社会保障制度改革の道筋を定めましたプログラム法案の一つであります。介護職員の待遇改善につきましては、2009年度の介護報酬改定で3%アップが実現し、さらに同年度の補正予算で処遇改善交付金を創設しまして、2011年度末までの措置として一人当たり月額1万5,000円引き上げられたわけでございます。そして、要支援者向けサービスを市町村が行う地域支援事業に移すなどとするこの介護保険制度の見直しについて、これをやめるとありますけれども、公明党はそういう立場ではありませんので、そのことからこの陳情には反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(12) 今でも介護職員の処遇というのは大変厳しいものがあって、なかなか介護施設では人がつかないというようなところも多いかと聞いています。2015年4月まで継続していくということなんですが、私の知り合いの職員の方は、5,000円しか上がらなかったというお話も聞きました。ですから、

全員1万5,000円引き上げられたというわけではないと思うんですね。ですから、一層、介護職の方たちの実態は深刻なものがあると思うんです。ですから、この陳情項目には賛成できますので、私は賛成いたします。

委員長 ほかに。

意(1) 介護職員の処遇改善につきましては、介護職員の確保やよりよいサービスと提供を図るため、その必要性は認識しておりますが、一方で被保険者、利用者等への負担がふえることも考慮しなければいけないと考えます。したがって、慎重に検討する必要があると考え、本陳情には反対でございます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第10号についての意見を終了いたします。

(17) 陳情第11号 医師・看護師・介護職員の確保に影響を及ぼす、2014年4月からの消費税増税の実施中止を求める陳情

意(16) 陳情項目に、2014年4月からの消費税増税の実施を中止することとありますけども、社会保障と税の一体改革のためにも、この消費税の引き上げによる財源の確保が今後は必要となってまいります。とはいえ、軽減税率の導入や景気の逆進性の対策など、これを実行した上で4月から5%から8%の引き上げはやむを得ないと考えております。このことから、この陳情第11号には、反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(12) 消費税率が、3%から5%に引き上げられた1997年当時ですね。過去7年間で労働者の平均年収が50万円上昇して国民所得は着実に上昇傾向にあったものが、現在の労働者平均年収は、当時から約70万円減少して労働者の所定内給与は16カ月連続で前年を下回っています。この逆進性の強い消費税を導入すると一層景気を冷え込ませる懸念がありますので、この消費

税増税の実施中止を求める陳情には、賛成いたします。

委員長 ほかに。

意（９） 陳情の出し方の意味がよくわからない陳情でして、医師、看護師、介護職員の確保に影響を及ぼすから消費税の増税をやめろという陳情項目が全く理解できません。要は、介護、医療等、社会保障費の部分をしっかりと皆さんで負担をしていただくという考え方の中での消費税導入という部分を、私は理解をしているつもりでありますし、現段階ではまだ議論中ではありますが、診療報酬に関しては医師の技術料にかかわる部分、本体部分、それと医薬品と医療材料の薬価部分で構成をされているわけですが、現状では1.4、5%下げるという話も、今、出ておりますし、消費税の導入に伴う医療機関の仕入れ負担増を見越して補填をするということで、1.2、3%ほどの議論が現実されているところをいうと、今回の3%部分というのは、十分そこで穴埋めできるのではないかなというような判断もできると思います。以上の理由を持って、市政クラブとしては反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（１） 現在、国において診療報酬及び介護報酬については消費税増分で医療機関の仕入れ負担の増分及び介護サービスで使う消耗品や施設備品などの仕入れコスト増分を医療機関や事業者が回収できるように上乘せをする予定であるなど、さまざまな対策を立てて医療、介護の質を向上させるため動いております。しかしながら、本陳情の趣旨は理解できる部分もありますので、本陳情には趣旨採択とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第11号についての意見を終了いたします。

（18）陳情第12号 「子ども・子育て支援新制度実施にあたっての意見書」

提出を求める陳情

意（５） 市政クラブを代表して反対をさせていただきます。理由といたしましては、子ども子育て関連３法は少子化問題に対して、出生率の低下に歯止めをかけるべき、子どもを産み、育てやすい社会の創設を目指して、平成２４年８月に公布されました。国では新制度が十分に機能するような議論を現在も積み重ねており、その議論も子育てに関連した様々な分野を代表する方々で構成されて、子ども子育て会議を設置して総合的な見地により制度の構築が進められているということです。制度の実施に当たり十分な体制で検討がなされていると考えております。また、少子化社会への対応、とりわけ、子どもを産み育てやすい社会の創設において、待機児童への対策は、全国的な社会問題であり、その解消は、緊急の課題でありますと、以上のことから、平成２７年度４月に向けた新制度実施への動きに反する意見書は、課題の解決を阻害するというふうに考えますので、本陳情には反対をいたします。

委員長 ほかに。

意（１６） 子ども子育て支援制度は、社会保障と税の一体改革の一環としまして、２０１２年８月に成立しました子ども子育て関連３法に基づくものでございます。これは、認定子ども園や幼稚園、保育園に共通の財政支援を行ったり、小規模保育事業など、新たに国の給付対象に加えるなどの取り組みを通じまして、幼児教育や保育、地域の子育て支援など、質、量ともに充実させるというのが目的でございます。財源には消費税の増収分を充てる１０％段階の２０１５年４月の本格スタートに向け、今、着々と準備が進められていると伺っております。このことからこの陳情には、反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（１２） 陳情第１２号、この陳情については、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。これまでの制度では、子どもにとっての必要性和権利保障という視点があったんですが、新しい認定制度では、保護者の就労を基本に保育の必要性和必要量が決められるわけですね。保護者に対する直接補助に変わってきますし、現行制度からの大きな変更になるわけです。また、それに多様な基準で運営される施設や事業が認められるようになって、乳幼児の保育や教育が今より複雑になるわけで、保育所よりもゆるい基準の適用も検討されて

いて、保育環境の悪化が心配されます。利用できる施設や事業で保育条件が異なれば、子どもの受ける保育に格差が生じることになって、行く行くは様々な地方自治体が行っている独自施策も続けるのかどうか心配されるところで、ぜひ、この陳情については、意見書の提出を求めたいという陳情については、賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意（１） 子ども子育て支援新制度につきましては、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大確保、教育保育の質的改善、地域の子ども子育て支援の充実を目的としており、市町村においては、新制度の意向に当たって、国の定める基本方針に基づき地域のニーズを踏まえた子ども子育て支援事業計画を策定することとされています。そして、新制度は平成２７年４月からの実施が予定されており、高浜市においても新制度の円滑な移行ができるよう、現在、必要な準備をしているところでございます。よって、本陳情には反対でございます。

委員長 ほかに。

## 意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第１２号についての意見を終了いたします。

（１９）陳情第１３号 すべての子どもの権利が保障される「子ども・子育て支援新制度」実施を求める陳情

意（５） 陳情第１３号に対しても市政クラブとしては、反対をさせていただきます。反対の理由といたしましては、先ほどから言われているように、子ども子育て関連３法が平成２４年８月に公布され、平成２７年４月より本格的に実施をされようとしております。市町村には、子ども子育て支援事業計画の策定が求められており、高浜市においても計画、策定に向け、今年９月に高浜市子ども子育て会議条例を制定して、ニーズの調査業務等が進められているとこ

ろです。高浜市ではこれまでも保育ニーズに対応するため、民間のノウハウを生かした保育サービスの拡充が実施されておりますし、実績を上げている状況でもあります。本陳情には、子ども子育て支援事業計画の策定に当たっては公立保育園の統廃合、民間移管はやめ、その維持拡充を図ることとありますけれども、この内容は、高浜市がこれまでに実績を上げてきた民間ノウハウの活用の実例を否定するものであり、その有効性を活用しないものとするのは、今後の保育サービス需要を進める上で選択を狭めるものとなるという考えから、この陳情には反対をさせていただきます。

意（16） この陳情の中身を見させていただきますと、一つ目の②に「公立保育所の統廃合、民間移管をやめ、その維持・拡充を図ること」、「③公立保育所を幼保連携型認定こども園へ意図的に移行させないこと」と書かれておりますけれども、民間と公立が競い合ってお互いに質の高い保育を目指していくということもありますし、これまでずっと高浜市は、そういうことで質が向上してきたのではないかなというふうにも捉えております。本市におかれましては、民間のノウハウを十分に活用し、保育ニーズ、市民のニーズに応じてまいりましたし、しっかりとした実績も持っております。逆に、今は公立にはない特色を求めて私立を、園を選ぶ御父兄の皆様もたくさんいらっしゃいますので、この民営化を否定するようなこの陳情には、反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（12） この「すべての子どもの権利が保障される、『子ども・子育て支援新制度』実施を求める陳情書」には、賛成をいたします。今現在、国のほうでも会議をやっているわけですが、その会議の中でも認定を受けてから保護者の就労を基本に保育の必要性和必要量が決められるようになって、その短時間と長時間の区分がそれぞれ何時間になるのかも、まだ不明なところなんですね。それから、施設なんかの、どれだけ補助を出すかというようなこともまだ決まっていません。そういう意味で、それぞれの施設や事業に適用される基準や運営費がどうなるのか、保護者の負担がどうなるのか、今後、検討、決定していくとされていますが、これで本当に支援制度の導入や実施が可能なのか心配されています。この陳情には、そういうこともあって賛成いたします。

委員長 ほかに。

意（１） 先の陳情に対しても申し上げましたが、子ども子育て支援新制度につきましても、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保、教育保育の質的改善、地域の子ども子育て支援の充実を目的としております。よりよい子ども子育て支援制度を目指して、これから必要な準備をしているところでございまして、子育て家庭の実情やニーズを把握するとともに、子育て中の方、子育て支援に携わっている方の意見も聞きながら事業計画の策定を行っていくことから、現段階での本陳情には、反対させていただきます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第13号についての意見を終了いたします。以上で付託されました案件の質疑及び意見は終了いたしました。委員におかれましては、引き続き、請願第1号にかかわる自由討議を実施いたしますので、そのままお待ちください。当局の方は、退席していただいて結構です。ただし、自由討議中に、当局への質問が出た場合には、担当の部長、グループリーダー等をお呼び出しいたしますので、所在がわかるようにしておいていただきますよう、お願いいたします。なお、自由討議終了後は、各部長に連絡をいたします。それでは、退席していただいても結構です。

当局退席

《自由討議》

「請願第1号 介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める請願」について

委員長 ただいまより自由討議を実施いたします。自由討議を行う案件は、「請

願第1号 介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める請願」であります。なお、実施に当たり、次の事項が申し合わせておりますので、御了承をお願いいたします。まず、委員の方の発言は、挙手をもって、委員長の指示により発言をお願いいたします。次に、委員長の発言も可とし、副委員長との交代もなしで発言させていただきます。次に、自由討議の終了時間は、委員長の判断で決定しますが、最大30分を目安といたします。確認事項としまして、その発言は、委員会記録の中に記載されることとなりますので、御承知願います。以上であります。それでは、発言をお願いいたします。私から、まず、内藤とし子委員が請願の紹介議員になっておりますので、先ほども請願のところで御説明がありましたけれども、まず内藤とし子委員からこの請願に対する御意見をいただければありがたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

意(12) まず、9月4日に厚生労働省が社会保障審議会の介護保険部会において、介護保険で要支援と認定された高齢者を保険給付の対象から外して新しい地域支援事業に移行する方針を示されました。この計画は、国民の強い反対の声を受けて訪問介護、リハビリ、福祉関係用具の貸与など引き続き介護保険による給付を継続して、訪問通所介護は市町村に移管するとしています。けれども、この市町村に移管するという訪問介護や通所介護についても、歩く力が弱かったり、判断能力が落ちている方や疾病で軽い麻痺が残る人とか、脳梗塞で軽い麻痺が残る人たちでありますから、掃除や買い物などの家事で本人ができない部分を訪問介護員に手伝ってもらいながら日常生活を送っているという方が多いわけですね。ですから、この請願を出した方たちの意向を酌んで私も賛成をしています。

委員長 はい、今、請願の趣旨の説明をしていただきました。これに対して、私は賛成ですよ、あるいは、反対ですよ、あるいは、どんな御意見かということをお委員の皆様方がそれぞれ御意見いただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

意(8) それでは、先ほどの委員会でも反対の立場でお話をさせていただきましたけれども、今、請願の趣旨の御説明がございましたけれども、今まさに検討がされているというのか、そういうことだと思いますし、検討がされている

中でやはり、その地域性というのか、市町村事業の中に段階的に移行されるといった場合でも、やはり、介護保険の制度の中でやられていくわけだと考えてますので、やはり、この請願には反対をさせていただきたいと思います。

意（16） 先ほどもお話がありましたけれども、今、介護保険部会がようやく11月21日に素案を取りまとめたところでありまして、12月20日によろやく最終的な取りまとめを行うという段階にきたところでございます。まだ、時期的には時期尚早かなという感もありますけれども、この要支援者の訪問通所介護につきましては、今までは全国一律の予防給付でしたけれども、これ2017年度までに地域性を考慮して段階的に地域支援事業に移行するということでございますので、この項目の中に保険給付外しとありますけれども、これには値しないと考えております。

意（12） 今、検討がされているからとか、地域性があるから、それから、保険給付外しには当たらないというようなお話がありました。厚生労働省も実情に応じたサービスを提供すると話をしてますが、これは上限を設けて事業費を抑制することが示されてますので、人件費を安く抑えて自費のオプションサービスで負担させることだと思うんですね。訪問介護について、そういう福祉サービスでも要支援者にはボランティアではなく専門的な視点、きちんと資格を持った専門的な視点が必要だと思うんです。ですから、ぜひこの陳情の意見書提出を求めていますのでお願いしたいと思います。

委員長 今、そういうような、内藤とし子委員の御意見がありました。これに対して、何か、そうではない、あるいは、こうだというような御意見があればまたお聞かせ願いたいと思いますが。

意（9） お尋ねしたいのは、同じサービスを多様な形式でもって利用者に対して与えていくような方式に変えていくということ、今、検討をしているという、方向性だけですけども、そういう動きの中で、この保険給付をなぜ外しちゃいけないのかという理由をお聞かせいただきたいと思います。

意（12） 保険給付を外せば、保険で、保険の1割ということで負担もわかってますし、それから、この保険を、介護保険を使うということが専門的なサービスの支援になると思ってます。それから要支援者にかかる費用というのは給付費の5.7%なんですね、これを抑制したために重度化や認知症が進んで

給付費をふやす結果になったら本末転倒ですし、保険給付は維持してメニューをふやすことこそ、現場の声に応える道だと思っています。

委員長 その部分で、何か反論があれば。

意（9） 介護保険財政自体を考えても、今、非常に負担感が大きく思われているところでもあります。特にいつも高浜の共産党市議団の皆さんは、愛知県一高いというような御意見もおっしゃっていますけども、そういった中で、いかに、その介護保険をしっかりと維持していきつつ、必要な人に必要なサービスを出していくか、そしてまた、地域性を持ってさらにその枠を広げてさまざまなメニューを組み立てて提供していくというこういう流れをなぜそう反対にするのかが全く意味がわからないですね。だから、保険給付を外すから値段が上がるだとかというのは勝手に思い込んでいるだけの話であって、それはそれでまた別の議論だと思うんですよね。なぜかというと、市町村に任せるわけですよ、国でもって。では、ここはこうしなさい、あそこはこうしなさいというふうに枠を決められて、現場である市町村というのはどれだけ苦しめられるかということが、ここの中の議論で終わらせてしまったらそうなると思うんですよね。だから、しっかりと使い勝手のいい形に。市町村も、そしてまた、介護保険、あるいは、要支援の方々もサービスを使い勝手のいい形にしていくための手段だと、私は理解をしているんですけれども、そのような考え方には、ならないでしょうか。

意（12） 介護保険の給付を外すと値段が上がるものもあるかもしれませんが、それはわかりませんが、私たちは値段だけの問題ではなくて、ボランティアさんだとかNPOだとか、そういうきちんとした資格、ヘルパーさんだとかケアマネージャーだとか、きちんとした看護師さん、介護員さん、そういう方たちの指導のもとにやらなければ、そういう方たちでもお医者さんの意見も聞いたりして介護をやっていただくわけですが、それが皆ボランティアだとか、そういうNPOの方たちだとか、そういう資格のないような方たちに移ってしまうと、きちんとしたその症状に合った指導ができないということが危惧されるわけで、そういう点での心配をしているところで、別に、保険給付を外して市町村に任せれば、何でもやれるというふうなことを言われますけれども、市町村に任せると、市町村のほうが、今度は今まで訪問介護の方が何点で

いくらでとってやってみえたものが、そういうのが外れてしまうとききちんとした指導といいますか、そういうものもできなくなってしまうでしょうし、そういう面では、やはり今の保険給付を使った指導が必要だと思うんです。

意（9） 多分ね、理解をされてないと思うんですけども、今、国のほうで議論されている部分というのは何かというと、訪問介護とか通所のサービスに関しては介護保険財政の中の地域支援事業の枠組みの中に、日常生活支援総合事業というものがあります。それを発展的に使っていくということによって、保険給付ではないけども、財政的には介護保険財政を使っていくわけですよ。ということは、いい加減な値段の決め方なんかはできないんですよ。わかりますかね、言っていることが。だから、今、おっしゃられるような懸念の部分というのは、私はあり得ないと思いますし、そんなことをやってたら守ろうとしている介護保険財政も、それから市町村が責任を持ってやっていくという上で、その財政を守れきれなくなったら、一般財源を投入したりだとか、余分な税を使うことになってくんですよ。その責任までを市町村にしっかり持ってもらって、なおかつ、地域の方々だとか、NPOだとか、ボランティアだとか、そういった方々にも御協力をいただいて、できる限りの多様なメニューでもって支えていこうじゃないかということを言っているわけです、現状の議論はですね。

意（12） 市町村で、いろんなメニューていうか、いろんなことをやるというのはわかりますけれども、今の保険給付にかかっている、福祉サービス、訪問介護だとか、訪問看護だとか、リハビリだとか、そういうのに対してデイサービスに行って長い距離を歩いて、歩いてというか専門の先生が来て、この方は少し歩く練習をしたほうがいいですねという指導があって、手すりを持って歩く訓練をする。もちろん、歩く際にも一人その方にはついてる人がいて、歩く練習をする。そういうことが、やはり、その介護サービスの中でされることが、やはり専門的な視点というのが入ってくるわけですから、必要だということ。自治体の中で、いろいろやるということを別に否定しているわけではなくて、今の訪問介護をしてる、給付してる部分を外してしまうと、そういう面で専門的な視点が欠けてくるよってということを言ってるわけで。そういう点では、自治体のほうも、今、確かに介護保険の財政が非常に厳しくなってることは承知してますけども、それは、もう介護保険をつくった段階からわかって

たことで、国のほうも、今まで50%出してたのを25%しか出さなくなったことも大きな原因ですので、そういう点で、それはそっちを改善してもらうことで解決していけばいいと思うんです。

委員長 長谷川委員、厚労省行ってみえて、そこら辺の感想を一つ。

意(1) はい、今、厚生労働省の社会保障審議会で、介護部会でいろいろな議論がされているわけです。今、内藤とし子委員のほうからいろいろな話を伺いましたが、そういったことも審議会の中で様々、委員が意見をぶつけ合って、今、やっている最中でございます。それを聞いていると、私も、今、その議論を見守りたいというか、今後、その方向性をしっかりと見た上で、判断していったり、要望を出していったほうがいいのではないかと考えてますのでよろしくをお願いします。

意(12) 国の動きを注視するという意見もありますが、注視しているだけでは、やはりもともと、介護保険にかかる費用を減らしたいということがメインといいますか、中心にありますから、そういう方向にいろんな分野でなっていくって可能性があるので、やはり、こういう意見書を出すことで、ぜひそういう面が、自費の選択サービスで負担させてやって欲しいということではなく、やはり給付の中できちんとリハビリをしたり、訪問介護をして、やって欲しいということをきちんと意見書を出すべきだと思うんです。

意(16) 今回の制度改正で目指す方向性ですけれども、これは高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ間なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が大きな柱となっております。今、膨大に膨れ上がった社会保障制度、介護保険の中でも予防給付ということで、いったん予防に力を入れてやってきましたけれども、なかなか要介護者が減らない、それから回復ができない、いろいろ議論をしながらいろんなことをやってきたけれども、一度ここで方向転換してみても健康、また、予防ということに力を入れて地域性をしっかりと考慮してやってみたら、なんとかこの介護保険の維持ができるのではないかとということで、今、議論をされておりますので、何も悪い方向へ向かって議論しているのではなくて、この社会保障制度、また、介護保険制度というものが、どうしたらこれからずっと維持していけるのか、皆さんが要介護状態にならないよう

にするにはどうしたらいいのかということに苦慮しながら、今、議論しているところでございます。悪い方向で捉えるのではなく、そういったことをしっかりと見極めていただきたいと思います。

委員長 長谷川委員、先ほどの内藤とし子委員に対する反論があれば。

意（１） 内藤とし子委員のほうから、請願書を出すという権利はもちろんあるので、それはほんとに良いことだと思っています。今、問題なのは介護保険の部会において、内藤とし子委員がおっしゃるような議論がされているという現実があるわけです。そこで、バランス感を持って議論をされていると私は思っています。しっかりとその辺の、やはり、バランス感覚を持った議論を私は必要だと思っていますので、よろしく願いいたします。

意（１２） 社会保障、介護保険もそうですが、社会保障の継続のためというか、充実のためというか、そういう方向で審議がされているようなお話もありましたが、この予防給付をなくして専門職であるヘルパーとのかかわりというのをなくすということは、認知症の早期発見、早期対応を言っている厚労省の認知症施策の内容にも逆行するわけで、これはぜひこういう意見書を提出してくださいとなっている、この請願を採択していただきたいと思います。

委員長 内藤とし子委員の意見もほとんど同じような意見になってきたので、それに反論するような御意見があれば。

意（９） 二つあります。一つは、先ほど１２番委員が言われましたお金の問題というところに関しましては、これは消費税の増税、増収分、約５兆円あると言われてはいますが、そのうちの５千億円を社会保障に使っていくという見解を、今、政府が出しております。１４年度の当初予算には５００億円程度というものを考えていて、これはもちろん医療も入っておりますから介護だけではありませんけれども、実際には、市町村が介護整備計画を出すことによって訪問介護に合う人材の養成を図ったりだとか、様々なところにお金を使えるような対策もつくっているという考えでいるという話も聞いております。それが一つあるのと、もう一つは、高浜が、今、ここのところ向けている、生涯現役のまちづくりという事業を進めてく中では、その保険給付を外す外さないという話ではなくて、根本的な考え方として、地域でその方をしっかりと見守っていく、そしてその方も地域ですずっと生きていくという視線というものが、一番

大事なところだと思うんですね。それは、今回のこの考え方にそったものであるというふうに思いますので、少なくとも、先ほど、1番委員も言われましたけども、請願を出す出さないというのは、これは権利の問題で、別にいいですが、高浜市議会として、いかがなものかということを私は思います。

委員長 はい、大体論点がわかってきたと思いますけど、ほかに、違う論点で御意見がある方がいれば、よろしくお願ひしたいと思います。

意 見 な し

委員長 なければ、これで請願第1号についての自由討議を終了いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。なお、これより採決に当たり、当局の方が入場しますので、ここで暫時休憩といたします。委員会につきましては、おおむね12時15分ぐらいをめどに、また着席お願ひしたいと思いますので、これで暫時休憩いたします。

休憩 午後0時08分

再開 午後0時13分

《採 決》

委員長 これより採決をいたします。

(1) 議案第58号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(2) 議案第59号 高浜市南部ふれあいプラザの指定管理者の指定について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第60号 高浜市宅老所の指定管理者の指定について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第61号 高浜市IT工房「くりっく」の指定管理者の指定について

挙手全員により原案可決

(5) 議案第62号 高浜市全世代楽習館の指定管理者の指定について

挙手多数により原案可決

(6) 議案第63号 高浜市心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定について

挙手全員により原案可決

(7) 議案第64号 高浜市立図書館及び高浜市立郷土資料館の指定管理者の指定について

挙手多数により原案可決

(8) 議案第65号 高浜市生涯学習施設の指定管理者の指定について

挙手多数により原案可決

(9) 議案第66号 高浜市立高浜南部公民館の指定管理者の指定について

挙手多数により原案可決

(10) 議案第67号 高浜市スポーツ施設等の指定管理者の指定について

挙手多数により原案可決

(11) 議案第68号 平成25年度高浜市一般会計補正予算(第4回)

挙手全員により原案可決

(12) 議案第70号 平成25年度高浜市介護保険特別会計補正予算(第2回)

挙手全員により原案可決

(13) 請願第1号 介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める請願

挙手少数により不採択

(14) 陳情第8号 社会保障の施策拡充についての陳情

挙手少数により不採択

(15) 陳情第9号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情

挙手少数により不採択

(16) 陳情第10号 介護職員の処遇改善を求める陳情

## 挙手少数により不採択

委員長 次に、陳情第11号について、趣旨採択との御意見がありますので、採決にあたり、趣旨採択を入れていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認め、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしくお願いをいたします。

- (17) 陳情第11号 医師・看護師・介護職員の確保に影響を及ぼす、2014年4月からの消費税増税の実施中止を求める陳情

## 挙手少数により不採択

- (18) 陳情第12号 「子ども・子育て支援新制度実施にあたっての意見書」提出を求める陳情

## 挙手少数により不採択

- (19) 陳情第13号 すべての子どもの権利が保障される「子ども・子育て

支援新制度」実施を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました、全案件の審査を終了いたしました。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午後0時21分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長

※自由討議あり

〔実施案件〕

- ・ 請願第 1 号 介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に  
意見書提出を求める請願

(実施時間：午前 11 時 43 分～午後 0 時 08 分)